

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2010年 第4回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2010年 第3回 一部改正

2010年12月27日 規則 第102号/達 第113号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年7月27日 理事会 承認

2010年12月9日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2010年 第4回 一部改正

2010年12月27日 規則 第102号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年7月27日 理事会 承認

2010年12月9日 国土交通大臣 認可

2010年12月27日 規則 第102号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき、これを行う。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行なわない。~~登録検査、年次検査、中間検査及び定期検査の時期以外の次のいずれかに該当するとき行う。~~

- (1) (省略)
- (2) 登録検査を受けた油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書に記載されている、海洋汚染事故（油又は有害液体物質の流出のおそれがある場合を含む。以下同じ。）に伴う油又は有害液体物質の流出を削減又は制御するため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に変更があるとき、あるいは船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更等の理由によりこれを油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は揮発性物質放出防止措置手引書を変更するとき、あるいは油濁防止緊急措置手引書又は、有害液体汚染防止緊急措置手引書、船舶間貨物油積替作業手引書又は揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすような損傷を生じたとき。
- (3) (省略)
- (4) (省略)

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類

(1)(1)として次の1号を加える。

検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであ

ることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあつては、該当するものにとどめることができる。

- (1) 油による海洋汚染防止のための構造及び設備関連
 - ((a)から(k)は省略)
 - (l) 船舶間貨物油積替作業手引書

3章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査

-2.(8)として次の1号を加える。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。

(1)から(7)は省略)

- (8) 船舶間貨物油積替作業手引書（附属書I第41規則関連）

海上において油タンカー間で貨物油の積み替えを行う総トン数 150 トン以上の油タンカーの場合、本会の承認を得た船舶間貨物油積替作業手引書が備えられていることの確認。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.4 として次の 1 条を加える。

1.2.4 船舶間貨物油積替作業手引書（STS operations Plan）（附属書 I 第 41 規則）

-1. 海上において、油タンカー間で貨物油の積み替えを行う総トン数 150 トン以上の油タンカーにあつては、本会の承認を得た船舶間貨物油積替作業手引書を備えなければならない。船舶間貨物油積替作業手引書は船内で使用される言語で記述されなければならない。ただし、使用する言語が英語以外の場合は、英語の訳文を付けること。国際航海に従事しない船舶にあつては、本会が適当と認めるところによる。

-2. 当該手引書に船舶間貨物油積替作業管理者の職名を記載すること。

-3. 貨物油の積み替えの作業記録は、油記録簿又は本会が適当と認める記録簿に記載すること。当該記録簿には、以下に示す事項を含め、3 年間船上に保持すること。

- (1) 積み替えられた貨物油の種類
- (2) 積み替えられた貨物油の量
- (3) 積込み又は取卸しの別
- (4) 貨物油の積み替えを行った日時
- (5) 貨物油の積み替えを行った位置
- (6) 貨物油の積み替えを行った他の船舶の名称

附 則

1. この規則は、2011 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に引き渡しが行われる船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りでない。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2010年 第3回 一部改正

2010年12月27日 達 第113号

2010年 7月 6日 技術委員会 審議

2010年12月27日 達 第113号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 として次の1節を加える。

1.1.3 検査の実施及び時期

規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

船舶間貨物油積替作業手引書

2011年1月1日前に引き渡しされた船舶であって、海上において、油タンカー間で貨物油の移送を行う総トン数150トン以上の油タンカーにあつては、2011年1月1日以降の最初の年次検査、中間検査又は定期検査の時期までに、規則 3 編 1.2.4の規定に適合した船舶間貨物油積替作業手引書を備えていることを、検査により確認を受ける。

附 則（改正その1）

1. この達は、2011年1月1日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 2 編 1.3.2(1)(k)に掲げる油記録簿の記録は、少なくとも3年以上保存されること。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.2 一般

1.2.4 として次の 1 条を加える。

1.2.4 船舶間貨物油積替作業手引書 (STS operations Plan) (附属書 I 第 41 規則)

規則 3 編 1.2.4 に規定される船舶間貨物油積替作業手引書については、次に示す指針を参考で作成するものとする。

(1) IMO's "Manual on Oil Pollution, Section I, Prevention"

(2) The ICS and OCIMF "Ship-to-ship Transfer Guide, Petroleum", fourth edition, 2005.

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2011 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に引き渡しが行われる船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りでない。